

平成 21 年度包括外部監査結果に対する措置事項等の公表
(企 画 総 務 局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成 22 年 2 月 5 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成 23 年 3 月 29 日 (広企企第 20 号)
- 4 監査のテーマ
広島市立大学における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容
【監査の結果】

(1) 使用料収入及び手数料収入について 行政財産使用許可書について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>広島市が広島市立大学後援会に対して交付した行政財産使用許可書では、「使用者は、許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等の諸設備を使用する場合には、市の算定する額の使用料金を負担しなければならない。」と規定されているが、市は自動販売機以外の食堂・喫茶及び売店等に係る電気、水道、ガス等の使用料を徴収していない。</p> <p>もし徴収しないのであれば、行政財産使用許可書に、「自動販売機以外の食堂・喫茶及び売店等に係る電気、水道、ガス等の使用料は徴収しない」旨の規定をすべきである。</p>	<p>平成 21 年 (2009 年) 12 月 1 日付けで広島市立大学後援会に、「自動販売機以外の食堂・喫茶及び売店等に係る電気、水道、ガス等の使用料は徴収しない」旨記載した変更許可書を交付した。</p> <p>平成 22 年度 (2010 年度) の公立大学法人移行後は、固定資産貸付許可書にその旨を記載した。</p>

(2) 財産貸付収入について 教員住宅 (空き室の有効利用) について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>広島市立大学の教員に対して、市所有の教員住宅又は民間借上住宅を貸与しているが、入居希望者の意見を聴いて、教員住宅に空き室がある場合でも、民間借上住宅の選択を認めている。</p> <p>教員住宅に空き室がある場合でも、民間借上住宅の選択を認めれば、市の負担するコストが増えることになるため、特別な事情がない限り、借上料の発生しない市所有の教員住宅に入居させることを優先させ、所有施設を効率的に利用すべきである。</p>	<p>民間借上住宅へ入居している教員が転居しようとする場合や教員を採用しようとする場合には、教員住宅の空き室への入居を優先させることにし、教員住宅の効率的な利用を図った。</p>

(3) 人件費について 出勤簿の作成について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市職員出勤簿取扱規程第5条によると、職員は、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならないとされているが、事務局以外の国際学部、情報科学部及び芸術学部において平成21年4月以降約半年間全く出勤印が押印されていなかった。</p> <p>出勤簿に押印は行われていないが、出勤状況を把握するために、各教員からの年次休暇届け、出張申請書等の諸届けを学部分室を経由して学部運営課に提出させ、学部運営課はその届出資料を毎日パソコン入力し、出勤状況を管理している。</p> <p>出勤簿は自ら押印することにより出勤の事実を明確にし、給与計算の基礎となる重要な資料であることを考えれば、「広島市職員出勤簿取扱規程」の遵守が必要である。</p>	<p>教授会を通じ、教員に対し、取扱規程に従い出勤時に押印するよう徹底を図った。</p> <p>平成22年度(2010年度)の公立大学法人移行に伴い、公立大学法人広島市立大学教員出勤状況報告書取扱要綱を定め、教員については、出勤簿への押印に替え、身分証明書(磁気カード)をカードリーダーに通すことにより、出勤状況を管理することにした。</p> <p>また、これまで出勤上の扱いが明確でなかった学外勤務について、適切な管理が行えるよう、新たに「学外勤務届」を作成し、出勤状況の明確化を図った。</p>

(4) 資産管理について ア 物品管理について (ア) 現有備品と台帳の照合について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市においては、「広島市物品管理規則」及び物品管理の実務手引書である「物品管理事務の手引」に基づき、年2回、会計室(課)から各主管課に送付される備品の課別所有状況の記載内容と現有備品との照合を行うこととなっている。</p> <p>しかし、このたび平成6年度から平成7年度までに取得したパーソナルコンピュータについて、課別所有状況と現有備品との照合調査を行ったところ、調査対象92台のうち、確認できたもの30台、所在不明2台、調査中58台、廃棄処理中2台であった。</p> <p>これは、広島市立大学には多数の備品がある上、保管場所が広く、照合に日時を要することに加え、開学当初に購入した備品について、使用場所及び使用者が課別所有状況に記載されていないことから、照合が困難であることが理由であるが、本来台帳に記載している備品はすべて実在しているというのが本来の姿である。</p> <p>今後、定期的・計画的に現有備品と台帳を照合し、ある期間調査をしても現有備品が確認できない備品は、台帳から除くか所在不明備品として別管理すべきである。</p>	<p>平成22年度(2010年度)の公立大学法人移行後は、取得価額が10万円以上50万円未満のものを管理物品、50万円以上のものを固定資産として台帳を設け管理することにし、その準備として、取得価額10万円以上の現有備品の確認等を行い、所在不明のものについては廃棄処理をし、現有備品の状況を踏まえた台帳の適正化を図った。</p> <p>また、公立大学法人移行に伴い、公立大学法人広島市立大学固定資産管理規程を制定し、毎年度、管理物品及び固定資産の現物確認を行い、その適正な管理を図ることにした。</p>

(イ) 廃棄関連書類の閲覧と運用状況の検討について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>研究用の備品について、所在不明の備品や長年未使用となっていると思われるような備品も廃棄処理されていない。</p> <p>今後、長年未使用となっている物品で使用見込みがないものがあれば、不用の決定(①他課への保管転換、②売却、③廃棄)を行うべきである。</p>	<p>研究用の備品の確認を行い、所在不明の備品や使用見込みのない備品を廃棄した。</p>

ア 現金預金の管理について (ア) 現金について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市立大学の金庫内に保管されている現金のうち、慶弔用等の交際費現金や高速道路の通行料金のための現金については現金出納簿が作成されているが、科学研究費補助金や寄附金の管理口座として教員別に作成されている預金通帳から引き出された旅費の未渡金、講師謝礼に係る源泉徴収税預り金等の現金については現金出納簿による管理は行っていない。</p> <p>現金の保管は盗難の危険があるため、現金出納簿等を作成し受払い管理を行うとともに、金庫内での保管はできるだけ短くするように工夫すべきである。</p>	<p>旅費の未渡金については、速やかに教員に支給した。</p> <p>これまで科学研究費補助金や寄附金を教員別の口座で受入れていたが、平成22年度(2010年度)の公立大学法人移行に伴い、法人名義の口座に変更した。</p> <p>なお、旅費等については、直接各教員の口座に振り込むよう、また、源泉徴収税については、税務署に納付するまでの間、法人名義の口座で管理するよう取扱いを変更した。</p>

(イ) 預金・キャッシュカードについて (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市立大学の金庫内に保管されている預金通帳・キャッシュカードは、科学研究費補助金や寄附金の管理口座として作成されている教員別のもの、現在使用していない旧学長名義のものなどであった。そのうち現在使用していない預金通帳等については、解約処理等を行うべきである。このことにおける主な原因は過去の業務引継ぎがなされていないことに起因しているものと考えられ、公立大学法人への移行に際しては金庫内の引継ぎも円滑に行われることが望まれる。</p>	<p>使用していない預金通帳等について、解約処理等を行った。</p>

(5) 情報セキュリティについて ア ユーザアカウントの管理について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市立大学情報サービスシステム上の情報を利用する際に、ユーザアカウント（ユーザID）を設けているが、不要となった教員10名、常勤職員12名及び臨時職員17名の人事異動者及び退職者に対するユーザアカウントが削除されていなかった。</p> <p>不要なユーザアカウントを放置すれば、機密情報の漏洩の大きな原因となり得るので、広島市情報セキュリティポリシーに従った、適切なユーザアカウント管理をすべきである。</p>	<p>人事異動や退職により不要となったユーザアカウントを速やかに削除した。</p> <p>教職員のユーザアカウントの新設・廃止については、各所属の申請に基づき情報処理センターで処理を行っていたが、平成22年度（2010年度）の公立大学法人移行後は、人事管理を行っている総務財務室が一括して情報処理センターへ処理の申請を行うよう取扱いを変更した。</p>

イ 情報資産や情報システム機器の台帳整備について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>広島市情報セキュリティポリシーでは、情報資産の管理責任者においては情報資産の管理台帳の作成を、情報システム機器の管理責任者においては情報システム機器の台帳管理を行うことを求めている。しかし、広島市立大学ではこれらの台帳はまだ作成中であり、整備されていない。</p> <p>これらの台帳は、広島市情報セキュリティポリシーを遵守するための基本的帳票であり、早急に台帳を整備すべきである。</p>	<p>平成22年度（2010年度）の公立大学法人移行に伴い、独自の情報セキュリティポリシーを策定し、それに基づいた台帳の整備など情報資産及び情報機器の管理を行うことにしている。</p> <p>具体的には、平成23年度（2011年度）に情報担当の副理事を設置する予定であり、設置後は、その副理事の下、情報資産等の一元的な把握・管理を図ることにしている。また、教員の自宅での研究や他大学・企業との共同研究に伴う情報データの大学外での使用を想定するなど、教育・研究機関としての特殊性を考慮しながら、情報セキュリティポリシーの策定に取り組むことにしている。</p>

ウ 広島市立大学情報ネットワークシステムの管理運用の外部委託に対する管理について
(所管課：企画総務局企画調整部)

監査の結果の要旨

措置の内容

広島市立大学情報ネットワークシステム管理運用業務を継続して(株)日立製作所中国支社に委託しているが、仕様書、業務内容書及び委託契約約款に記載されている以下の事項について、遵守されていなかった。外部委託事業者に対する管理上の重要な不備であり、管理体制を見直すべきである。

ア 仕様書には、受託者は業務を実施するために必要な従業員の氏名等を大学に届け出なければならないと記載されているが、平成17年4月1日に2名の届出がなされているが、それ以降は届出がなされていない。

イ 業務内容書には、常駐させる要員の責任者は、“The Foundation Certificate in IT Service Management”の有資格者を配置させることとなっており、さらに、常駐要員の運用管理業務遂行実績及び運用管理業務実施計画を具体的に記載し書面で提出することになっているが、責任者が“The Foundation Certificate in IT Service Management”の有資格であることを確認した書類がなく、常駐要員の運用管理業務遂行実績も書面で受理していない。

ウ 業務内容書には、受託者の大学に対する報告事項として、以下を求めているが、報告書が提出されていない。

- (ア) 情報処理センター実習室実態調査及び報告書の作成 (年2回程度)
- (イ) ネットワーク利用実態調査及び報告書の作成 (1回/月)
- (ウ) 不正侵入検知装置により検知された通信の追跡調査及び報告書の作成 (3回/月)
- (エ) 認証装置 (VPN, ネットワーク認証) 利用実態調査及び報告書の作成 (1回/月)
- (オ) サーバ機器利用実態調査及び報告書の作成 (年2回程度)

また、常駐者のうち1名は外部委託事業者の社員ではなく、常駐者以外に臨時的に派遣されている者も外部委託事業者以外の社員がいた。再委託しても情報セキュリティ上の問題がないことを確認すれば、再委託を無条件に禁止とする必要はないと考える。本契約のケースも、再委託と同様に情報セキュリティ対策を講じるなどの対応が必要である。

仕様書の記載に従い、書類を提出させるとともに、今後はこのようなことがないように、チェックリストを作成し関係者で確認を行うことにした。

また、業務内容書に記載されている“The Foundation Certificate in IT Service Management”の資格については、運用管理上必要ないことから、平成21年度(2009年度)下半期の契約分からこの資格要件を削除した。そして、常駐要員の運用管理業務遂行実績及び運用管理業務実施計画を提出させるとともに、今後はこのようなことがないように、チェックリストを作成し関係者で確認を行うことにした。

さらに、業務内容書の記載に従い、各種報告書を提出させるとともに、今後はこのようなことがないように、チェックリストを作成し関係者で確認を行うことにした。

また、情報セキュリティ対策を強化するため、平成22年度(2010年度)から、個人情報取扱特記事項に加えて、機密情報取扱特記事項を定め、これを受託業者に遵守させるよう誓約書を提出させるとともに、当該受託業者が再委託を行う場合には、再委託の手続を経た上で再委託業者から上記と同様に誓約書を提出させることにした。

【監査の意見】

(1) 使用料収入及び手数料収入について ア 授業料の減免について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>「広島市立大学の入学検定料，入学料，授業料及び学位論文審査手数料の減免に関する要綱」では「経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生については，前期又は後期に係る授業料の全額，半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。」とし，「広島市立大学の授業料の減免に関する取扱要領」では，授業料の1/4免除の場合に求められる成績要件は，日本学生支援機構・第二種奨学金の成績基準に相当する成績としている。</p> <p>まず，第一に成績要件は上位1/2以上として，半額免除と同様に学内での成績順位で決めるべきである。そもそも有利子の貸付けであり，利子を支払い，将来返済しなければならない日本学生支援機構の第二種奨学金と，授業料の免除を同様に考えるべきではない。半額免除の成績である上位1/3以内までが，学業優秀との見方もできるが，1/4免除の場合は，学業優秀の範囲をせめて成績で上位1/2以上までにすべきである。その方が学生の勉学の励みになり，授業料免除の本来の趣旨に合うと考えられる。また，いくら成績基準を要件としていても，運用上，経済的要件が満たされれば，ほぼ100%，授業料の1/4免除が適用されている実態からすれば，経済的要件のみで授業料の1/4免除を適用することも検討する余地があると考ええる。</p> <p>第二に，成績順位が上位であっても，市町村住民税の所得割を少額でも支払っておれば，経済的要件が満たされないとして1/4免除の対象外にしているが，成績順位の上位者に対しては，経済的要件を緩和することも検討してもいいのではないかと考える。</p>	<p>広島市立大学の授業料減免制度においては「学業優秀と認められる」成績要件については，経済的理由により就学が困難である優れた学生等に対し貸与される日本学生支援機構の奨学金の学力基準を準用している。具体的には，授業料1/4免除の成績要件については，日本学生支援機構の第二種奨学金の学力基準に準じ，修業年限内で卒業するために必要な単位を修得していることなどを要件としていたが，具体的な基準を定めていなかったため，平成23年度(2011年度)から，各学年・各学期において，卒業必要単位数に対して一定数の単位を修得していることなどを要件とすることにした。</p> <p>成績上位者に対しては，平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015年度)までを計画期間とする公立大学法人広島市立大学中期計画において，経済的要件に関わらず授業料を減免するなどの特待生制度の導入に取り組むことにしている。</p>

イ 学生寮の使用料について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市は学生寮の使用料として、1室につき現在月5,900円徴収している。これは国立大学の寮費をベースにして決定されている。因みに建築コスト及び年間維持費の回収の観点から計算してみると、1室当たり月約1万9,000円となる。学生寮は、通学圏外の学生等の便宜のために設置されていることから、他の国公立大学等の学生寮家賃を必ずしも斟酌する必要はないと考える。今後公立大学法人化するに当たっては独立採算の観点から使用料の金額設定を考慮する必要がある。学生にできるだけ安く提供するという考え方も理解できなくもないが、経済的苦学生に対しては、減免で対応することができる。</p>	<p>広島市立大学では、学生寮を全国から優秀な人材を確保するために必要な施設と位置付けており、使用料は、建築・運営にかかるコスト回収という観点ではなく、他の国公立大学の使用料水準との均衡を斟酌して設定している。</p> <p>平成22年度(2010年度)の公立大学法人移行の際にも、同様の考え方で使用料の設定を行った。</p>

ウ 後援会への財産の使用許可について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市は後援会に行政財産を無償で使用させ、後援会が食堂・喫茶、売店及び自動販売機等の設置(以下「食堂等」という。)を業者と経営委託契約を交わし収益事業を行っている。後援会に無償で広島市の財産を使用させ、収益事業を行わせてきたのは、大学設立当初学生等の福利厚生を考えるに当たって後援会を通して食堂等を業者に経営委託せざるを得ない状況があったとのことである。採算性を求められる公立大学法人化に向けては、広島市立大学が直接業者と契約を交わす方式を検討してもいいのではないかと考える。</p>	<p>平成23年度(2011年度)から、大学が直接業者と契約することにした。</p>

エ 駐車場の管理について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>有料駐車場のスペースは十分あるにもかかわらず、有料駐車場を利用せず、無料である外来駐車場や、駐車場以外の場所へ駐車する学生・教員もいるようであり、しばしばルールを無視した駐車が見受けられた。</p> <p>不正駐車をなくすためには、巡回回数を増やすとか監視員を設けるなど取締りを強化する対策も考えられるが、コストのかかることであり、不正駐車はそもそも個人のモラルの問題なので、学生・教員に対する教育、指導を強化した上で、それでも違反する者に対しては利用制限などの厳重なペナルティーを導入することを検討すべきである。</p>	<p>学内掲示や教授会等を通じて、学生や教員に対して不正駐車をしないよう徹底を図るとともに、悪質な不正駐車の車両に対してはタイヤロックを行うなどの厳しい措置を行っている。</p>

(2) 財産貸付収入について 教員住宅及び借上住宅の使用料の算出方法について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市立大学の教員に対して貸与している教員住宅の使用料は、広島市職員住宅貸与規則に基づき、国家公務員宿舎法に定める有料宿舎の使用料の計算方法に準じて算定している。</p> <p>しかしながら、現行の取扱いには、市の負担する額の妥当性を検討するという観点欠缺していると思われる。</p> <p>市の財政状態や教員の給与水準、社会一般の情勢への適合などを考慮し、市の適正な負担額を定め、その範囲内に支出を抑えることができる住宅使用料算定方式に変更すべきである。</p>	<p>当面は、広島市職員住宅貸与規則に準じた公立大学法人広島市立大学職員住宅使用料規程に定める算定方法のとおり取り扱うことにし、今後、他大学の状況も調査の上、大学として負担する額の妥当性について検討する予定である。</p>

(3) 人件費について ア 入試手当について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市立大学教員の給与は一般職の職員の給与に関する条例に基づき支払っているが、入試関連業務（入試問題の作成や入試の採点、試験監督等）に関する手当の支給についての定めがないため、時間外勤務手当として支給している。</p> <p>具体的には、入試関連業務の手当については、業務内容ごとに一定の支給基準額が定められており、その支給基準額を教員別の給与額における時間単価で除した時間を時間外勤務時間とし、時間外勤務手当として支給されている。</p> <p>入試業務に手当を支給することに異論はないが、現行のような方式で時間外勤務手当として支給するのではなく、入試手当の定めを設け、入試手当として支給する方が、実態に即し、かつ、事務処理も効率化できる。公立大学法人化に向けて検討すべきである。</p>	<p>平成 22 年（2010 年）12 月に公立大学法人広島市立大学職員給与規程の一部を改正し、入学試験の問題作成、採点等の業務に従事する教員に対する「入試手当」を新設した。</p>

イ 退職手当について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>国や他の地方公共団体の職員が広島市の職員となった場合に、前勤務先において退職手当の支給を受けていない場合、広島市の退職手当の計算上は前勤務先での在職期間が勤続期間に通算される（職員の退職手当に関する条例第 7 条第 5 項）。</p> <p>退職時期が広島市であった場合は、前職の勤続期間を含めたその全額を広島市が負担することとなる。前職が広島市とは何ら関係ない場合にまで前職の在職期間に係る退職手当を広島市が負担することには疑問がある。</p> <p>公立大学法人化に向けて退職金相当額を在職期間に応じて異動元と異動先が合理的に負担することが望ましいと考える。</p>	<p>平成 20 年度（2008 年度）以降、前職の在職期間は引き継がないこととしており、平成 22 年度（2010 年度）の公立大学法人移行に伴い、公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程を制定し、同様の取扱いとした。</p>

(4) 旅費交通費について 旅費の計算方法の改善について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市立大学の教職員に支給する旅費は、「最も経済的な通常の経路及び方法」によって計算された標準的な旅費額と、実支出額を比較して、安価な額により支出している。他部局と比べ教員の学会の出席や現地調査など出張件数が多く、出張先も様々で予定の変更もあることからほとんどの旅費は事後払いにより行われている。教員の旅費支払に係る旅費明細書を確認したところ、複雑な経路による出張や標準的な経路と異なる経路による出張のケースが見受けられた。また、近年の JR 料金の多様化などから実支出額に係る経路及び料金の検証に時間を要する事務処理を行っていた。</p> <p>より効率的な事務処理を行うために、実支払額の経路及び料金の検証を簡素化するなど事務処理時間を軽減することが公立大学法人化に向けて望ましいと考える。</p>	<p>教員に対し、領収書と併せて支払額の明細が分かる書類の提出を徹底させ、実支払額の経路及び料金の検証に係る事務処理の軽減を図った。</p>

(5) 研究費について ア 研究費（物品購入）の検収者印について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市立大学教員が研究目的で物品購入を依頼する場合は、教員から学部運営課分室（以下「分室」という。）へ物品の購入依頼がなされ、学部運営課又は分室より発注手続が行われる。業者から物品が納入された時点で、納入された物品と「物品購入・修繕領収書」等との照合・検収が行われる。その際、「物品購入・修繕領収書」には実際に検収した分室職員の押印はされず、検収者と定められた総務課の職員が押印している。</p> <p>実質的に検収処理はなされているので、この点に問題はないが、検収印が形式的なものとなっているため、責任の所在を明確にする上では、分室において実際検収する者が押印し、学部運営課や総務課の照合と承認がなされた伝票を基に支払手続をされることが望ましいと考える。公立大学法人化に向けて検討することが望まれる。</p>	<p>平成 22 年度（2010 年度）の公立大学法人移行に伴い、公立大学法人広島市立大学契約規程を制定し、分室等において、実際に納品の確認を行った職員が検収者として押印することにした。</p>

イ 個別配分枠を超える研究費の執行額について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>研究費予算は、学部ごとに総額が設定され、各学部において教員個人別や研究室単位で配分し執行している。予算の執行状況について関連資料を閲覧したところ、教員個人や研究室単位では執行額が配分枠を超過しているケースが散見された。現在の財務システムでは個人ごとの研究費の執行管理ができないため、事務局職員が手作業で研究費の執行状況を研究費執行状況通知システムに入力し教員へ通知しているが、研究費執行情報にタイムラグが生じ、結果的に配分枠を超過するケースが生じているようである。また、個別の執行額が配分枠を超過しても学部研究費総額が予算を下回っていれば、特に問題とされていない。</p> <p>公立大学法人化の際には、個人研究費の執行管理が徹底され、配分枠の超過が発生しないシステムを整備する必要があると考えられる。</p>	<p>平成 22 年度 (2010 年度) の公立大学法人移行に伴い、新たな財務会計システムを整備し、個々の教員が自身及び研究室の研究費の執行状況をリアルタイムで確認できるようにした。</p>

(6) 情報セキュリティについて 広島市立大学情報ネットワークシステムの管理運用に対する外部委託の契約について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>平成 18 年度以前については、システム導入業者である㈱日立製作所中国支社との特命随意契約により調達を行っており、平成 19 年度以降については、広島市の方針により一般競争入札での調達を行っている。しかし、一般競争入札後も㈱日立製作所中国支社の 1 社応札で、落札率はほぼ毎年 100% (平成 21 年 3 月落札分は 99%となっている。) となっている。</p> <p>このような結果 (1 社応札でかつ高落札率) になったことについて、例えば、仕様書に付随している業務内容書に、「常駐させる要員については、広島市立大学情報ネットワークシステム機器一式を構成する主要ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの運用管理実績を有していること。ただし、運用管理実績を有していなくとも、構築実績、当該技能を有し、広島市立大学が本委託業務を遂行可能と認めた場合はその限りでない。」といったただし書はあるが、内容が曖昧で、過去に契約した者が有利となるような厳しい実績要件があることや、業務内容書に記載している実施業務は多岐にわたり、求められる業務水準や業務量が予定価格に見合ったものかを判断しにくいといった面も 1 社応札の原因として考えられる。</p> <p>従来競争性のない随意契約から競争性のある一般競争入札へ移行したのであるから、競争性を確保するために、この契約内容を精査し、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討すべきである。</p>	<p>平成 22 年度 (2010 年度) 契約分から、常駐要員については、広島市立大学のネットワークシステムの運用管理実績がなくても、同程度のシステムの運用管理実績を有していれば応札できるよう、仕様書に付随している業務内容書の記載を変更した。</p>

(7) 遊休地(広島市土地開発公社から大学用地として再取得予定)及び広島平和研究所について ア 広島平和研究所の設置について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>今後も広島平和研究所を現在の場所に設置している場合、結果として広島市の財政を圧迫させる要因になると考えられる。広島平和研究所は、「国際研究交流施設用地」に恒久施設を建設し移転させることが好ましいと考える。</p>	<p>平成 22 年度 (2010 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) までを計画期間とする公立大学法人広島市立大学中期計画において、平和研究所の大学敷地内への移転に取り組むことにしている。</p>

イ 未利用地の存在について (所管課：企画総務局企画調整部)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市土地開発公社が所有している「国際研究交流施設用地」4 万 575.24 m²と「多目的広場用地」3 万 5,819.36 m², 計 7 万 6,394.60 m²が平成 6 年 4 月の広島市立大学の開学以来、未利用のままになっている。</p> <p>開学に際し、両用地は大学に必要な土地として取得されたにもかかわらず、15 年以上利用されないことが問題である。</p> <p>広島市が広島市土地開発公社から再取得できないのは、広島市の厳しい財政状況が要因の一つになっているとのことであるが、それでは、広島市の財政状況が大きく改善するまでは再取得できないことになる。</p> <p>早急に広島市が再取得を行って公立大学法人化した広島市立大学に出資を行い、その後、大学用地の利用方法については、大学が主体となって検討することが好ましいと考える。</p>	<p>広島市土地開発公社が所有している当該事業用地においては、大学の将来の充実・発展を見据えた施設の整備を考えており、市の財政状況などを勘案しながら、市と大学で協議・調整を行い、施設整備の検討や事業の具体化を進めていくことにしている。</p>